

## 秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会の設置について

高校教育課

### 1 目的

変化の激しい社会を生きていくために必要となる資質・能力の育成に向けて、望ましい入学者選抜制度の在り方について検討するために、秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会（以下「検討委員会」）を設置する。

### 2 背景

- ・ 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の改訂
- ・ 中学校と高等学校の学びのより円滑な接続に向けた環境整備の必要性

### 3 概要

- ・ 内容：現行制度の検証及び今後の方向性についての検討
- ・ 構成：学識経験者、教育関係者及び保護者代表の12名

### 4 今後の予定

6月中	教育長による諮問
7月～1月	検討委員会開催（5回程度）
11月頃	素案発表
12月～1月	パブリックコメント実施
1月下旬～2月	教育長へ答申

成案発表

※状況に応じて、検討委員会の回数や答申の時期の見直しを検討することがある。

# 秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会設置要綱

秋田県教育委員会

## (設置目的)

第1条 変化の激しい社会を生きていくために必要となる資質・能力の育成に向けて、望ましい入学者選抜制度の在り方について検討するために、秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討内容)

第2条 現行の入学者選抜制度の検証に基づき、今後の方向性について検討する。

## (構成)

第3条 委員会は、12名の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、教育関係者、保護者の中から秋田県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

## (委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員である学識経験者の中から教育長が指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、会議の議事を主宰する。

3 委員長は、必要があるときには、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育庁高校教育課が担当する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に関する事項は秋田県教育委員会が定める。

附則 この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会

委員名簿

分野	氏名	役職等
学識経験者	たか 橋 ひで はる 高 橋 秀 晴	秋田県立大学 学長特別補佐・教授
	た なか せい ゆう 田 仲 誠 祐	秋田大学大学院教育学研究科 教授
教育関係者	いしごうおか ひと し 石郷岡 仁 司	秋田県中学校長会 会長 (秋田市立秋田西中学校長)
	の むら しげ とも 野 村 重 公	秋田県中学校長会 副会長 (能代市立能代第二中学校長)
	いな り かず きよ 稲 荷 一 清	秋田県中学校長会 副会長 (潟上市立天王南中学校長)
	すず き やすし 鈴 木 康	秋田県中学校長会 副会長 (横手市立横手南中学校長)
	やす だ ひろ ゆき 安 田 浩 幸	秋田県高等学校長協会 会長 (秋田県立秋田高等学校長)
	すが わら つとむ 菅 原 勉	秋田県高等学校長協会 副会長 (秋田県立大館鳳鳴高等学校長)
	かし お なお き 檜 尾 尚 樹	秋田県立本荘高等学校 校長
	なん ば ふみ ひこ 難 波 文 彦	秋田県立湯沢翔北高等学校 校長
保護者	ふる や まき き 古 谷 昌 規	秋田県PTA連合会 副会長
	いし じま かつ ひ こ 石 嶋 勝比古	秋田県高等学校PTA連合会 会長

以上12名

秋田県公立高等学校入学者選抜制度改善の主な経緯

平成14～15年度	「秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会」設置
平成17年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学区制の廃止</li> <li>・前期選抜、一般選抜、後期選抜の実施</li> </ul>
(平成20年3月)	小学校・中学校学習指導要領改訂
(平成21年3月)	高等学校学習指導要領改訂
平成22年度～	国語における「聞くこと」に関する検査の実施
平成23年度	「秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会」設置
平成25年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期選抜の廃止及び2次募集の実施</li> <li>・前期選抜における学力検査又は口頭試問（3教科）の実施</li> </ul>
(平成29年3月)	小学校・中学校学習指導要領改訂
(平成30年3月)	高等学校学習指導要領改訂
令和元年7月	「秋田県公立高等学校入学者選抜に係る検討委員会」設置